

地球温暖化対策実行計画

「エコアクションー宮」

目 次

- 第1章 計画策定の背景と必要性
 - 1 地球温暖化問題の概要
 - 2 地球温暖化問題への取組

- 第2章 計画の基本的事項
 - 1 計画の趣旨
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 対象施設
 - 4 対象となる温室効果ガス
 - 5 計画期間
 - 6 温室効果ガスの削減目標

- 第3章 温室効果ガス抑制に向けた取組課題
 - 1 財やサービスの購入に関する取組
 - 2 建築物の建設および土木工事等に関する取組
 - 3 財やサービスの使用に関する取組
 - 4 廃棄物等に係る取組
 - 5 職員の環境配慮等の取組

- 第4章 地球温暖化対策実行計画の取組体制
 - 1 推進体制の整備
 - 2 取組の推進を図るための措置

- 第5章 職員に対する研修等

- 第6章 計画の実施状況の点検・評価及び継続的な推進
 - 1 定期的な点検の実施
 - 2 実施結果の公表
 - 3 計画の見直し

第1章 計画策定の背景と必要性

1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球環境問題の深刻化

地球環境問題は、私たち人類にとって、その生活基盤に係る重要な問題です。

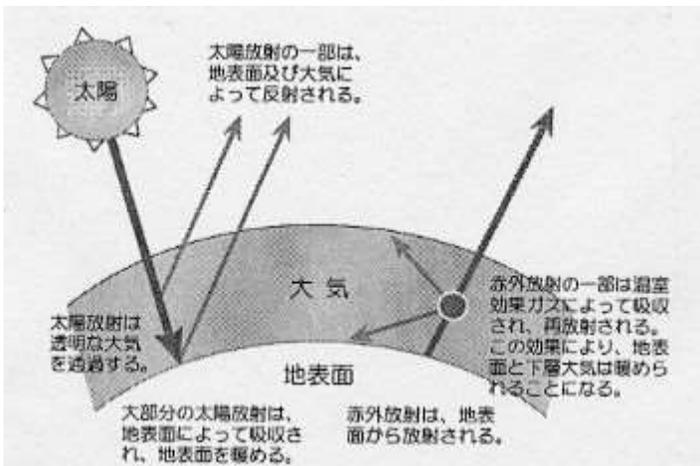
人類は、自然のもたらす様々な恵みに支えられて生きています。しかし、先進国における大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動の進展、開発途上国における人口の爆発的な増加、急速な都市化や工業化を背景として、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化等といった地球規模の環境問題が深刻化しており、もはや一刻の猶予も許されない状況となっています。

なかでも、地球温暖化は気候などの変化を伴い、自然の生態系や人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさと深刻さからみて、将来の世代に深刻で重大な影響を及ぼす恐れのある問題です。

(2) 地球温暖化とは

地球の気温は、太陽光のエネルギーと地球からの熱放射のバランスにより決定されます。地球に降り注ぐ日射の一部は大気及び地表面によって反射され、残りが地表面や大気で吸収されて熱になります。地表面に吸収された熱は、赤外線の形で放射されますが、大気中には温室効果ガスといわれる気体があるため、地表面からの熱の一部は温室効果ガスに吸収されます。

この吸収された熱の一部は地表面に下向きに、また、一部は大気の上層に上向きに放射されます。このように太陽光に加え大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となります。この効果を温室効果といいます。地球の平均気温は



太陽から地球までの距離やこの温室効果により、生物の生存に適当な約15℃に保たれています。もし、温室効果がない場合は約マイナス18℃になります。温室効果ガスは、いわば温室の気温を上昇させるガラスの役目を果たす物質です。

地球温暖化とは人の活動の活発化に伴い、この温室効果ガスの排出量が増加し、大気中の

温室効果ガス濃度が高まることによって、地球全体の地表や大気の温度が上昇し、自然の生態系や人類に悪影響を及ぼす現象です。

地球温暖化は、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを変革しなければ解決できない問題で、一人ひとりの地道な取組が要求される問題でもあります。

温室効果ガスとして国際的に削減対象とされている物質は、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF₆）の6物質です。わが国においては、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスのうち、二酸化炭素の寄与率が90%となっています。

(3) 地球温暖化の影響

地球の平均気温は、過去100年間に0.3～0.6℃上昇し、海面は10～25cm上昇しました。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告によれば、人口増加がそのまま続き、地球温暖化対策が現状のままで推移した場合には2100年には全地球の平均気温は1990年と比較して約1.4～5.8℃上昇し、海面水位も9～88cm上昇すると予想され、その後もさらに気温の上昇は続くものと考えられています。

1万年前から11万年前の最後の氷河期でも現在より3～6℃低いだけであったことを考えると、人類にとって様々な面で影響を及ぼすことが心配されます。

* 地球温暖化により心配される主な影響

- ・海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- ・豪雨や干ばつなどの異常気象の増加
- ・生態系への影響や砂漠化の進行
- ・農業生産や水資源への影響
- ・マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加 等

2 地球温暖化問題への取組

(1) 国際的な取組

地球温暖化問題については、地球温暖化に関する科学者による初めての国際会議であるオーストリアのフィラハ会議（国際環境計画（UNEP）主催）が1985年（昭和60年）に開催され「21世紀前半には、地球の平均気温の上昇が人類未曾有の規模で起こりうる」と表明したことにより国際的に注目されました。

その後、1988年（昭和63年）に開催されたカナダのトロント会議（大気変動に関する国際会議）では、地球温暖化が国際的に重要な政策課題として初めて論議され「とりあえずの目標として、二酸化炭素排出量を2005年に1988年レベルの2割削減すること」が提案されました。これを皮切りに各国内や国際的な政治の場で積極的な論議がされ、様々な報告や宣言等が取りまとめられました。

なかでも、地球温暖化問題に関する初めての政府レベルの検討の場として、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）が共同して1988年（昭和63年）に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」を設立しました。このパネルには、世界各国から科学者や政策担当者が参加して、地球温暖化に関する「科学的知見」、「環境・社会経済的影響」及び「対応戦略」について約2年間にわたり詳細な検討を行うとともに、その結果を1990年（平成2年）にスイスのジュネーブにおいて開催された第2回世界気候会議に報告しました。この会議では、「立場の違いを越え、協力して地球温暖化防止に取り組んで行くべきこと」について意見の一致がされました。

さらに、これを契機として国際的に協調して対策の推進を図るため、1991年（平成3年）2月からは、気候変動に関する枠組条約に係る交渉委員会が開始され、1992年（平成4年）5月に、温室効果ガスの大気中濃度の安定化を達成を究極目標として、地球温暖化を防止するための枠組を確立するための「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。そして、同年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において条約への署名が開始され、1994年（平成6年）に発効されました。

この条約に従い、締結国は地球温暖化対策に関する情報を条約事務局へ通報するとともに、世界各国が連携して地球温暖化防止への取組を加速的に進めるために、1995年（平成7年）以降毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、各国の実情を報告し、二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な対応について検討が行われています。

1997年（平成9年）12月に京都市において開催された第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）では、将来の地球温暖化防止について先進国における温室効果ガスの排出削減目標などを定めた法的拘束力をもつ「京都議定書」が採択されました。

この議定書においては、先進国全体の温室効果ガスの排出量を、「2008年から2012年までの期間中に1990年の水準より少なくとも5.2%削減する」ことを目的として、先進各国の削減目標を設定し、日本は6%削減を世界に約束しています。

さらに、「京都議定書」の早期発効を目指し、1998年（平成10年）にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催された第4回締約国会議（COP4）、1999年（平成11年）にドイツのボンで開催された第5回締約国会議（COP5）で、多様な国々の立場を調整しながら「京都議定書」の国際ルール設定のための国家間交渉が進められていました。

しかし、2000年（平成12年）11月13日から25日までオランダのハーグで開催された第6回締約国会議（COP6）では各国の調整が付かず、京都議定書の細部についての最終決着は実現できませんでした。

（2）わが国の取組

わが国では、1989年（平成元年）に「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が組織されるとともに、1990年（平成2年）に「地球温暖化防止行動計画」が策定され、地球温暖化対策を計画的・総合的に推進していくための当面の政府の方針と今後取り組んでいくべき実行可能な対策の全体像を明確にして、わが国として国際的な枠組みづくりに貢献していく上での基本的姿勢を明らかにしました。

この計画の中で「一人あたりの二酸化炭素排出量について2000年以降概ね1990年レベルで安定化するよう努める」ことを目標としていましたが、二酸化炭素の排出量は1999年（平成11年）時点で1990年比で約10%の増加と大幅に上回る結果となっています。

このような現実の中、政府は1997年（平成9年）に地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された京都議定書で国際公約したわが国の目標値（1990年比で6%削減）を達成するために、1997年（平成9年）12月に「地球温暖化対策推進本部（本部長：内閣総理大臣）」を設置し、1998年（平成10年）6月には「地球温暖化対策推進大綱」を示すとともに、同年10月に国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務と取組を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を公布し、1999年（平成11年）4月に全面施行しました。さらにこの法律を受け、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向や各取組主体が講ずべき措置に関する基本的事項を盛り込んだ「地球温暖化対策に関する基本方針」を1999年（平成11年）4月16日に告示しました。

（3）一宮市の取組

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき、都道府県及び市町村は、基本方針に即して、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）を策定するものとされています。また、同条第2項で実行計画の公表、同条第3項で実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならないとされています。

この規定により、実行計画を策定しました。

今後、この実行計画を基に温室効果ガス削減に取り組めます。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた地方公共団体の責務に基づき、地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止対策を進めるため、一事業所としての一宮市が温室効果ガス排出抑制の将来的目標を定め、達成するために策定するものです。

さらに市の環境行政を推進するため、この計画の中には温室効果ガス排出抑制に関わる施策の他、環境改善につながる施策も含まれています。

2 計画の位置づけ

一宮市では第5次総合計画において環境基本条例、環境基本計画の策定を予定しています。その中では地球環境問題を始めとした環境諸問題に対し、市行政・事業所・市民がどう関わるべきなのかを明示することになります。

本計画は、それに先立ち地球温暖化防止のための総合的な対策をまとめ上げ、具体的な行動指針を示しました。市が率先して行動し、効果を上げていくことを目的としています。さらに、地球温暖化対策について市民や事業者のみなさんが積極的に活動できるよう、この指針、取組がその参考となることを目的として策定しました。

3 対象施設

一宮市の本庁舎並びに出張所、教育施設、市民病院等関連施設が対象となります。詳しくは温室効果ガス排出量調査結果表に掲げる職場を参照して下さい。ただし、環境対策課、環境施設課（環境センター）はこの計画によらず、ISO14001の取得の中で別に取り組みます。

市民会館、スポーツ文化センター、温水プールなど市の外郭団体が主体となり運営している施設は今回の対象には含まれませんが、関連団体に対してこの計画を示し団体独自に取り組むよう依頼します。

4 対象となる温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは「京都議定書」で定められた以下の6種類のガスとします。

- ①二酸化炭素（CO₂）
- ②メタン（CH₄）
- ③一酸化二窒素（N₂O）
- ④ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ⑤パーフルオロカーボン（PFC）
- ⑥六フッ化硫黄（SF₆）

5 計画期間

本計画は2001年度（平成13年度）から2005年度（平成17年度）を取組期間とします。

6 温室効果ガスの削減目標

対象施設の1999年度（平成11年度）の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算値で約27,211トン（別添の資料を参照ください）です。これは体積に換算すると名古屋ドーム12杯分に相当することになります。本計画期間に、この排出量を10%削減することを目標とします。

1990年（平成2年）に策定された「地球温暖化防止行動計画」の中では、二酸化炭素の排出量が1997年（平成9年）時点で1990年比で約8%増加していると報告されています。その後も増え続け1999年（平成11年）には、約10%増加していると報告されています。「京都議定書」にある約束期間の始まる2008年までに、まず「二酸化炭素排出量について1990年レベルで安定化するよう努める」ようにしなければなりません。そのため、計画期間中に現状から10%削減することを目標とします。

*二酸化炭素換算値

温室効果ガスの地球温暖化への影響の度合は、ガスの種類によってそれぞれ異なります。二酸化炭素換算値とは二酸化炭素の影響度を1として他のガスの影響度を数値化（地球温暖化係数といいます）し、それを実際の排出量に乗じて、温室効果ガスを二酸化炭素に置き換え全体を把握するものです。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,300
パーフルオロカーボン (PFC)	6,500
六フッ化硫黄 (SF ₆)	23,900

第3章 温室効果ガス抑制に向けた取組課題

取組課題については、下記に掲げる1から5までの大項目、そしてそれ以下の中項目、具体的取組項目に分類して掲げ取り組みます。

1 財やサービスの購入に関する取組

財やサービスを購入する際に取り組みべき項目を示しています。購入時に環境に配慮した製品の率先購入等を行います。

ア 再生紙の使用拡大

- ・用紙等の購入、印刷物の発注に当たっては、古紙配合率、白色度について明記します。
- ・再生紙等の購入・使用においては、表面加工がされていない等リサイクルしやすいものを選択します。
- ・コピー用紙は、古紙配合率100%、白色度70%程度とします。
- ・トイレットペーパーなどの衛生用紙は、古紙配合率100%のものを購入します。

イ 環境に配慮した事務用品等の率先購入

- ・環境負荷の少ない製品・原材料、環境保全型製品（エコ商品）の購入に努めます。
- ・ノート、フラットファイル、封筒等の紙製の事務用品については、古紙配合率の高い再生紙が使用されている製品を購入します。
- ・芯を交換して使用できるボールペンなど、詰め替え可能な製品を購入します。

ウ 低公害車・低燃費車の導入

- ・通常の行政事務に供する公用車の購入に当たっては、低公害車の車種、価格、性能の動向を踏まえつつ、低公害車導入を促進します。当面、各部車については買い換え時にハイブリットカーを検討します。（現在2台）さらに、低燃費車についても開発状況を踏まえ、その購入に努めます。

エ 省エネ、節水型機器の選択

- ・パソコン及びその周辺機器、コピー機などのOA機器、照明器具、エアコン、テレビなどの電化製品の購入（更新）に当たっては、消費電力が少なくエネルギー消費効率の良い製品を導入します。
- ・新たな施設の建設や建替時等、段階的に水道設備等を節水型のものとします。

オ 容器・包装材・その他

- ・購入する製品は、可能なものは包装の簡素化を指示し、購入します。
- ・啓発用品や記念品を配布する場合は、積極的に環境保全型商品（エコ商品）を用いるとともに、包装を簡素化します。
- ・液体洗剤など、詰め替え可能な製品を購入します。
- ・職員が使用する作業服などの貸与被服に廃ペットボトル等再生プラスチック原料を用いた被服を採用するよう努めます。
- ・部品の交換修理が可能な製品や保守・修理サービス期間の長い製品など、長期使用

が可能な製品の購入に努めます。

- ・非フロン系エアゾール製品を購入促進を図ります。

2 建築物の建設および土木工事等に関する取組

公共工事を実施する際に環境に配慮すべき事項を示し、環境負荷の低減を図ります。

ア 省エネの推進

- ・施設建設時にはエネルギー効率の高い空調システムや照明設備の採用、断熱性の高い構造や建具の採用など、施設の省エネルギー化を極力図ります。
- ・建物の用途、規模等を考慮しつつ、太陽熱温水器、太陽光発電設備等、自然エネルギーの有効利用の導入を図ります。

イ 水利用の合理化

- ・建物の用途、規模等を考慮しつつ、排水、雨水の有効利用の導入を図ります。
- ・不特定多数の利用する施設を中心に、感知式洗浄弁、節水コマなどの節水器具の導入を図ります。
- ・雨水浸透マス設置、透水性舗装の採用などにより、地下水の涵養を図ります。
(車道部分を除く)

ウ より環境負荷の少ない設備機器の設置

- ・汚水処理施設等の設備機器については、より環境への負荷が少ないものを設計段階から選択します。

エ 環境負荷の少ない工事の実施

- ・公共工事等の建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再利用の促進に努めます。
- ・環境にやさしい公共工事を行います。濁水、土砂等の流出防止、粉じん対策等、施工中の環境保全状況の確認に努めます。
- ・プレカット資材、再生利用可能な梱包資材・建設資材等の使用に努め、廃棄物の発生抑制を図ります。
- ・建設資材については、高炉セメント、再生路盤材等の再生品等をできる限り使用します。
- ・廃棄物の適正処理を図ります。
- ・施工作业に当たっては、可能な限り工事用車両や建設機械の使用台数の抑制に努めるとともに、周辺の環境に配慮し、低公害型建設機械の採用や騒音・振動等が少ない工法を選択します。

オ 敷地内及びその周辺の自然環境の保全

- ・敷地内の周辺や建物屋上等の緑化を進めます。
- ・環境に配慮した緑化や緑地の整備、水辺環境の保全等を進めるとともに、自然環境の回復、創出に努めます。

カ 管理段階での環境配慮等

- ・敷地内の樹木等の維持管理、空調設備やエレベータなどの適正管理、代替フロン冷媒を使用する機器の定期的な点検の徹底に努めます。

キ 修理・解体段階での環境配慮等

- ・建築物の解体・廃棄に当たっては、建設廃棄物の分別排出・分別回収を徹底させるなどにより、再資源化、有効利用を図ります。

3 財やサービスの使用に関する取組

使用する財やサービスについて効率的運用を行い、エネルギー使用量の削減を目指します。

ア 庁舎等におけるエネルギー使用量の削減

- ・庁舎等における電気使用量の、単位面積当たり10%削減に努めます。
- ・庁舎等におけるガス、石油等のエネルギー使用量の、単位面積当たり10%削減に努めます。
- ・庁舎等においては、空調の適温化（冷房28℃以上、暖房17℃以下）に努めます。
- ・使用していない部屋の消灯、昼間における窓側の照明機器の消灯など不要な照明機器の消灯の励行に努めるとともに、時間外勤務の縮減等を図り、照明機器等の電気使用量の削減に努めます。
- ・階段を利用するなどエレベーターの使用の削減に努めます。

イ 公用車の燃料使用量の削減

- ・アイドリング・ストップの励行、空ぶかし、急発進・急加速の防止等の環境にやさしい自動車の運転、低公害車、低燃費車の優先的利用や自転車の利用の促進などにより、公用車の燃料使用量の削減に努めます。

ウ 庁舎等における節水の推進

- ・日常における節水の励行等により、庁舎等における水道水の使用量の10%削減に努めます。

エ 用紙類等の使用量の削減

- ・コピー用紙の使用枚数を10%以上削減します。

- ・会議では、要点の簡素化などにより配布資料の削減に努めます。
- ・コピー機を使用する場合は、両面コピーを原則とします。
- ・行政情報通信ネットワークの効果的活用などにより、事務のペーパーレス化を進めます。
- ・使用済用紙の裏面活用、封筒の再利用等に努めます。
- ・文書、資料等の共有化を図ります。

オ 備品等の有効利用

- ・事務用品、電気製品等については、「備品等の交換システム」を構築し、それを活用することにより、一層の有効利用を図ります。

カ 環境汚染物質の排出削減等

- ・自動車排出ガスの排出削減を図るため、出張等は公共交通機関や自転車を利用するように努めます。通勤についても職員等に協力を呼びかけます。
- ・使用燃料の良質化に努めます。
- ・使い捨て製品の使用を自粛します。

4 廃棄物等に係る取組

排出する廃棄物を分別等の徹底やリサイクルの推進等により削減することを目指します。

ア 廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ・ゴミ分別等により廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・庁舎等から排出される廃棄物の量、また廃棄物中の可燃ごみの量を削減します。
- ・紙類のリサイクル率を高めます。
- ・各所属ごとに設置された分別箱（可燃、不燃）やリサイクル箱を利用することにより、庁舎等での分別を徹底します。

5 職員の環境配慮等の取組

実行計画推進の主体が一宮市職員一人ひとりであることの重要性を鑑み、その行動を促進します。

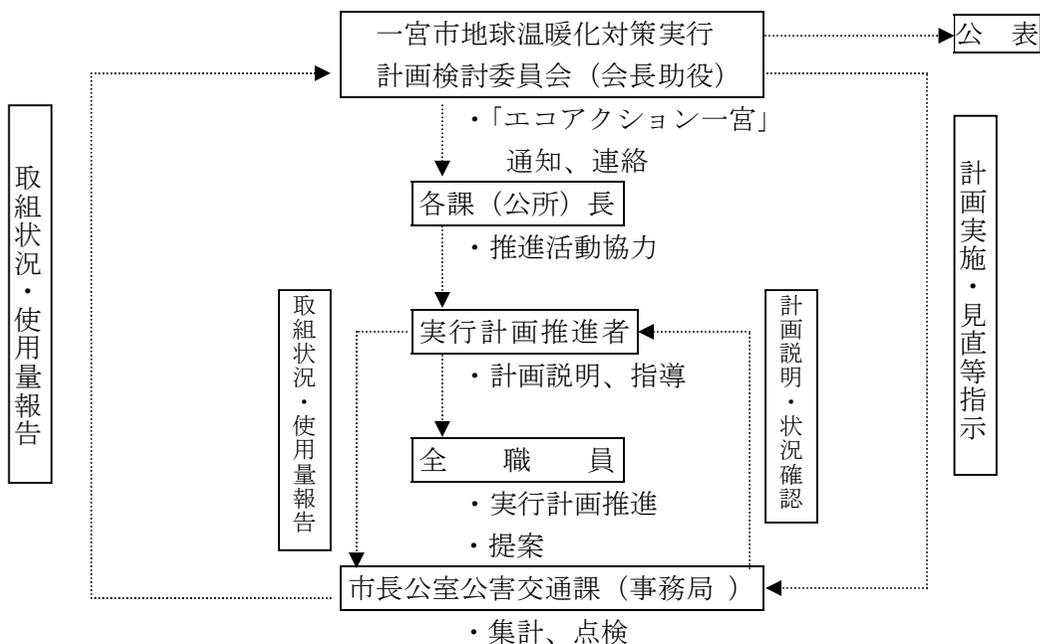
ア 職員の環境保全行動の推進

- ・環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進します。
- ・環境保全行動の経験を踏まえ、提案制度等を利用し、積極的に職場環境の改善提案を行います。

第4章 地球温暖化対策実行計画の取組体制

1 推進体制の整備

計画の推進、点検・評価に当たっては、一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会において、その基本的な方針等を決定するとともに、計画の実効性を確保するため、各課（公所）等に推進員を置き、取組状況の点検を行う体制を下記のとおり構築します。



2 取組の推進を図るための措置

実行計画取組推進のため、毎週水曜日を「エコアップ行動デー」に設定するなど、以下の通り必要な措置を講じます。

ア 庁内放送による呼びかけ

- ・「エコアップ行動デー」には、庁内放送等により環境配慮等に心がけた事務・事業の実施を呼びかけます。

イ 実行計画推進者による取組状況の把握

- ・「エコアップ行動デー」には、実行計画推進者が各課室等の取組状況を把握するとともに、職員に対し取組の周知徹底を図ります。

ウ 夏場における「さわやかサマースタイルキャンペーン」の実施

- ・毎年8月1日から31日までを実施期間とする「さわやかサマースタイルキャンペーン」を設定し、上着を着用せず、ノーネクタイを励行する運動を行います。

第5章 職員に対する研修等

「エコアクション一宮」の主体は職員一人ひとりであり、職員が日頃の活動の中で環境問題を意識し行動することが、この計画を成功させるために最も重要な事項となります。

そのため、この計画の中では職員研修をはじめ各種啓発活動を通じて、職員の環境保全に対する意識の向上を図るための研修を行います。

第6章 計画の実施状況の点検・評価及び継続的な推進

今回の実行計画「エコアクション一宮」は、「一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会」の中で内容の検討を行い、策定しました。今後、実施に当たっても検討委員会を中心にP（計画）D（実行）C（評価）A（見直し）サイクルを常に意識し、継続し推進できるように定期的に点検・評価・見直しを行います。

1 定期的な点検の実施

推進者による定期的な点検を実施し、計画の実施状況を取りまとめます。

2 実施結果の公表

計画の実施状況や温室効果ガス排出量等については毎年公表していきます。

3 計画の見直し

計画の見直しや改善については、一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会において定期点検や公表した実施結果に基づき、継続的に行っていきます。

おわりに

一宮市では、地球温暖化防止のために、実行計画「エコアクション一宮」を策定し、公表しました。今日、地球環境問題は深刻な状況で、とりわけ地球温暖化問題は一刻の猶予も許されない状況となっています。この問題の解決には、私たちに従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から循環型社会へ変革することが求められています。その手始めに市民のみなさんや事業者の方にもこの計画を参考に組み込んでいただきたいと思います。

私たちの子供や孫の代に負の遺産を残さないよう、よりよい地球を用意しバトンタッチできるよう、今から積極的な取組をよろしくお願いいたします。